

# 令和5年度 事業報告書

令和5年度（以下「本年度」という。）において、商事仲裁及び商事調停については、広報活動を強化し、国際仲裁セミナーの関係省庁等との共催での開催、業界向け等のオンラインセミナーの開催や海外における仲裁セミナーへの講師派遣等を積極的に行った。また、法務省の国際仲裁の活性化に関する実務研究会に参加した。

カルネ事業については、発給件数は順調な回復基調となり、令和5年度では対通常年度比で、件数では約63%、収入では約72%の水準まで持ち直している。

またICC（国際商業会議所）におけるカルネのグローバルなデジタル化決定を受けて、当協会のシステムとICCシステムの統合を行った。今後の各国税関のデジタル化の動きと連携してシステムの供用を開始することとなる。

その一方で、システム投資に伴うコスト・費用負担に対応するためカルネ発給手数料の50年ぶりの値上げを実施したところであり、現在までのところ利用者の理解を得て問題なく運営を行っている。

本年度に実施した主な事業は、下記のとおりである。

## I. 仲裁及び調停事件の処理

### 1. 仲裁事件

仲裁の申立件数は13件であり（図1）、平均的な水準を維持した。

上記13件は、いずれも商事仲裁規則に基づく事件であった。また、これらの事件のうち、国際案件は12件（うち2件は、海外企業の日本子会社と日本企業間の紛争）、国内案件は1件であった。

終結事件数は22件で、12件が仲裁判断（うち3件は、当事者の和解内容に基づく）、10件が和解その他の理由による手続きの終了であった。緊急仲裁の申立てはなかった。

当協会の仲裁収入となる各申立ての管理料金の合計額は、5,897万円となった（図1）。本年度の申立件数は、対前年度比35%減であったが、100億円を超える高額の申立てがあったこともあり、管理料金収入は対前年度比39%増となった（図1、表1）。

図1 10年間の申立件数及び収入の推移

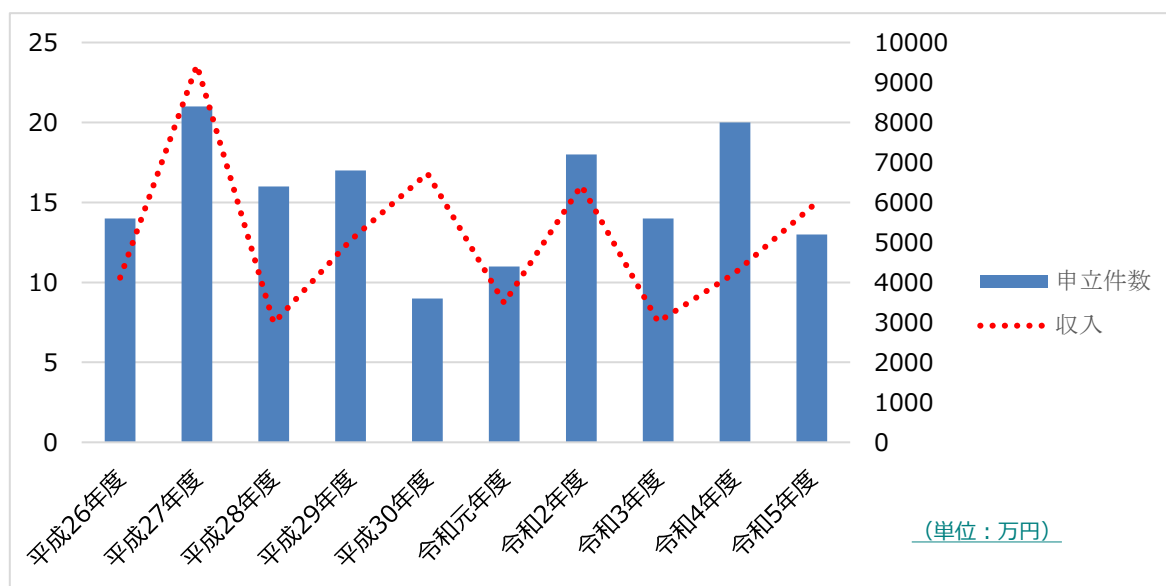


表1 請求金額ごとの申立件数

| 請求金額及び<br>請求の経済的価値              | 件数        |           |
|---------------------------------|-----------|-----------|
|                                 | 令和5年度 13件 | 令和4年度 20件 |
| 1000万円以下                        | 0         | 0         |
| 1000万円超<br>5000万円以下             | 0         | 3         |
| 5000万円超<br>1億円以下                | 3         | 2         |
| 1億円超<br>3億円以下                   | 3         | 7         |
| 3億円超<br>10億円以下                  | 2         | 4         |
| 10億円超<br>50億円以下                 | 4         | 2         |
| 50億円超<br>100億円以下                | 0         | 0         |
| 100億円超                          | 1         | 0         |
| 経済的価値の算定ができない、<br>または極めて困難である請求 | 0         | 2         |

表 2 当事者の国籍

| 申立人    |    | 被申立人   |    |
|--------|----|--------|----|
| 所在国／地域 | 人数 | 所在国／地域 | 人数 |
| 日本     | 10 | 日本     | 6  |
| イタリア   | 1  | 中国     | 2  |
| 韓国     | 1  | ベトナム   | 2  |
| スイス    | 1  | イスラエル  | 1  |
| 香港     | 1  | 韓国     | 1  |
|        |    | フランス   | 1  |
|        |    | 米国     | 1  |
|        |    | 香港     | 1  |

注：申立人数、被申立人数が事件数より多い理由は、複数の申立人や被申立人の事案があるため。

## 2. 調停事件

商事調停規則に基づく調停事件の申立件数は3件（国際案件2件、国内案件1件）であり、そのうちの1件が年度内に終結した。

## II. 仲裁・調停に関する重点的な取組

仲裁・調停の一層の発展のため、当協会の仲裁の特徴である①迅速性、②仲裁人候補者の多様性、③現代的で多様なニーズに応えるオンライン活用に関して、国際的な認知度の向上に向けて、内外の企業、法曹（司法修習生含む）、大学等の各方面への働きかけを行った。

また、仲裁規則及び調停規則の改正に着手した。

- ① 迅速性については、2021年（令和3年）の仲裁規則の改正により迅速仲裁制度を導入し、紛争金額が5千万円以下の場合は3か月、3億円以下の場合は6か月で解決することとした。

導入後約2年半で迅速仲裁に該当する事案は係争中を含め17件あり、仲裁判断（和解によるものを除く）で終了した10件のうち6件の事案はいずれも規定の期間内で終了した。

残りの4件のうち、3件（3億円以下）は当事者合意で期限延長となったが、それぞれ6.5か月、8.3か月、9ヶ月で終了し、もう1件（5000万円以下）は、一方当事者の倒産という例外的な事情が発生したものの3.5か月で終了した。

- ② 仲裁人候補者の多様性については、仲裁人・調停人候補者データベースを当協会のホームページで公表している。

これまで国内外からの登載希望者や、JCAA 事件経験者の中から仲裁人候補者として相応しい候補者を追加しデータベースを充実させた結果、

仲裁人は482名（うち、日本人120名、外国人362名）、調停人は246名（うち、日本人91名、外国人155名）となった。

外国国籍の候補者は7割を超え、国籍数も50超となっている。

- ③ 現行の商事仲裁規則及び商事調停規則の改正を行うため、「JCAA 規則改正・制定等検討委員会」を設置し、改正規則案の検討を開始した。  
令和5年度は2回の会合を開催した。

「JCAA 規則改正・制定等検討委員会」委員名簿（敬称略・50音順）

委員長 垣内秀介（東京大学教授）  
委員 出井直樹（弁護士）  
委員 関戸麦（弁護士）  
委員 竹下啓介（一橋大学教授）  
委員 ダグラス・K・フリーマン（弁護士）

### Ⅲ. 仲裁・調停及び紛争予防等に関する普及啓発事業

普及啓発事業として、国内に向けての発信として、一般企業等に向けた当協会主催セミナーを2つのカテゴリー（紛争解決、英文契約）で実施したところ、視聴者約2500人（登録者約3700人）となっている。

また各地域の弁護士会向けに日弁連と連携したウェビナー、より企業に近いものとして各産業団体向けウェビナーを実施した。

更に仲裁・調停に関する人材育成・若年層への認知度向上のため、法務省と連携して司法修習生への講義の実施、大学と連携した仲裁・調停の授業への協力を実施した。

海外に向けての発信としては、11月に国際仲裁セミナー「紛争解決手法としての仲裁のイノベーション」を法務省、経済産業省と共催実施し、会場とオンライン（日英の二言語）でJCAA仲裁の情報を国内外に向けて発信した。

また3月にはCalifornia International Arbitration Week（サンフランシスコ）に小川仲裁調停課長及びミリアム・ローズ・アイヴァン・ロペズ・ペレイラ JCAA 広報担当弁護士がパネリストとして登壇し、JCAA 仲裁の魅力や日本の仲裁・調停法制の最新状況について情報発信するなど、積極的な広報活動を行った。

#### 1. 日本企業（社内弁護士を含む）を対象にした事業

仲裁・調停制度の普及啓発のため、協会主催又は外部機関との共催によりセミナーを開催した。（登録者約3700人、視聴者約2500人）

- ・紛争解決セミナー : 10回
- ・英文契約セミナー : 2回

##### （1）紛争解決セミナー

- ① 仲裁セミナー「JCAA 仲裁の最新状況を踏まえた仲裁の活用と留意点」（4月18日：登録223／参加170）
- ② 仲裁セミナー「インドネシアにおける契約取引と紛争解決」（5月24日：登録402／参加：288）
- ③ 仲裁セミナー「国際仲裁活用に向けてあと一歩」3回シリーズ：実務・実践編／第1回テーマ：仲裁を選ぶのはどんなとき—紛争解決手段を選ぶ際の留意点—」（6月15日：登録330／参加243）
- ④ 仲裁セミナー「中国ビジネスにおける紛争解決の実務—仲裁を中心に」（7月7日：登録258／参加185）
- ⑤ JCAA-CLYDE&CO-TFAH セミナー「仲裁手続における 法文化の役割—最新の傾向と課題」（9月12日：登録92）

- ⑥ 仲裁セミナー「国際仲裁活用に向けてあと一步」3回シリーズ：実務・実践編／第2回テーマ：安くて早い仲裁の活用法—調停との組み合わせの可能性を含めて—（9月15日：登録271／参加163）
- ⑦ JCAA-JAA 関西支部「紛争解決の新たな潮流 高速化する仲裁手続に乗り遅れないために」（12月5日：登録68）
- ⑧ 仲裁セミナー「国際仲裁活用に向けてあと一步」3回シリーズ：実務・実践編／第3回テーマ：その仲裁判断で債権回収できますか」（12月14日：登録186／参加131）
- ⑨ 紛争解決セミナー「仲裁人は語る—仲裁人の選任から仲裁判断までに生起する諸問題—」（1月19日：登録311／参加219）
- ⑩ 仲裁セミナー「仲裁の基礎と仲裁条項のドラフティング—JCAA 仲裁を外国企業に受け入れてもらうための工夫—」（3月15日：登録346／参加184）

## （2）英文契約セミナー

- ① 英文契約セミナー「契約紛争の典型事例と契約書作成の注意点」（10月13日：登録550／参加405）／講師：井上葵（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
- ② 英文契約セミナー「国際契約紛争の典型事例と国際契約書作成の注意点—アンケートで要望の多い秘密保持契約、ライセンス契約、売買契約、代理店契約について」（2月15日：登録662／参加432）／講師：小林和弘（大江橋法律事務所弁護士）

## （3）当協会の YouTube 公式チャンネルでの仲裁調停情報等の配信

当協会の YouTube 公式チャンネルで、当協会主催の仲裁・調停セミナー、英文契約セミナー、貿易実務セミナーの動画を講師の了解を得て配信した。いつでも、ゆっくり理解しながら、何度も繰り返し視聴できるよう整備し、理解の促進を図っている。

### 【令和5年度公開動画の本数（再生回数）】

- 仲裁・調停関係： 14本（1458回）
- 英文契約関係： 3本（910回）

## （4）仲裁制度の普及啓発のための政策支援機関との協力

海外展開中又は海外取引に関心がある中堅・中小企業に対し、幅広く仲裁の普及啓発を行うため、上記セミナー等の開催情報について、以下の政策実施機関に協力要請を行った。

各ネットワークを通じて情報発信を行うことにより、大都市圏だけでなく地方都市の企業から、更には海外の企業から多くのセミナー視聴を得ることができている。

- 協力依頼先：日本商工会議所、ジェトロ、各地域の経済産業局、日本組織内弁護士協会（JILA）、経営法友会、海外建設協会、貿易アドバイザー協会、中小企業基盤整備機構等の産業支援機関。  
当協会の事務局を担う神戸商工会議所、名古屋商工会議所、大阪商工会議所、横浜商工会議所等

#### （５）商事仲裁に関する他機関主催の説明会等への講師派遣

関係機関、業界団体等に対し、仲裁の普及啓発に向け、説明の機会を求めるとともに、説明会への講師派遣の要請に積極的に応じた。

- 日本貿易保険（NEXI）職員対象説明会（４月１３日）
- 中小企業庁よろず支援拠点第１回全国研修会（４月２７日）
- 日本機械輸出組合月次会議（９月１４日）
- 東京都知的財産総合センター事務局及びセンターの研究会メンバー対象セミナー（９月１４日）
- 貿易アドバイザー協会（AIBA）研究会（３月１６日）

#### （６）業界向け仲裁セミナー

経済産業省及び法務省、JIDRCとの連携により、個別の業界団体の会員に対し、仲裁の普及・啓発のための仲裁セミナーを２回実施した。

- 海外建設協会（１２月１８日）
- 日本冷凍空調工業会、ヒートポンプ・蓄熱センター（３月５日）

## ２．国内専門家を対象にした事業

#### （１）司法修習生向けの国際仲裁修習プログラムへの講師派遣

法務省主導で、司法修習生の選択型実務修習（全国プログラム）として、昨年度より国際仲裁修習プログラムが開催され、小川仲裁調停課長を講師として派遣した。

A班・B班に分かれて計４０名が参加し、JCAA仲裁の特徴や仲裁機関の役割を紹介した上で、活発な意見交換が行われた。

#### （２）弁護士向け仲裁調停セミナーへの講師派遣

日弁連主催により各地方弁護士会にて仲裁調停セミナーが開催され、小川仲裁調停課長を講師、パネリストとして派遣した。

- 兵庫県弁護士会（７月７日）
- 大阪弁護士会ADR委員会主催改正ADR法等研修会（２月１９日）
- 仙台弁護士会（２月２６日）
- 沖縄弁護士会（３月２５日）

### (3) 学会における登壇

第19回仲裁ADR法学会大会シンポジウム「仲裁における due process」に小川仲裁調停課長がパネリストとして登壇（7月9日）

### (4) 専門誌（JCAジャーナル）による情報発信

仲裁や調停を含む国際紛争処理や国際商取引の法務・実務に関する有益な情報提供を目的として、法律家や実務家、企業の方々を執筆者とする専門誌「JCAジャーナル」を毎月発行し、会員を中心に配付した。

昨年度から継続している連載の他、本年度の主な特徴は以下のとおりである。

- 「仲裁の現在～法と実務の最前線～」と題する新連載を開始した。本連載では仲裁の最新トピックを網羅的に解説する論考を掲載。
- 「主要国の仲裁法の比較」と題する連載を開始した。本連載では、各国仲裁法制の全体像を解説する論考を掲載。
- 「国際ビジネス判例法研究」と題する連載を開始した。本連載では、各国で出された重要判例を取り上げて解説する論考を掲載。

また、法律書籍のサブスクリプション会社（3社）に対し本誌データの有償提供を開始した。

## 3. 海外（専門家、海外仲裁機関、海外企業）向け事業

### (1) 海外機関主催のセミナーへの参加

海外の仲裁機関や法律事務所等が主催するセミナーに参加し、日本を仲裁地とする国際仲裁の活性化や当協会の仲裁制度について紹介した。

- Racial Equality Arbitration Lawyers Arbitral Appointments Workshop（4月11日）／小川仲裁調停課長がオンライン登壇。
- MALAYSIAN BAR TRADE DELEGATION への JCAA 仲裁紹介（5月16日）
- SIAC Arbitration Day in Tokyo（7月5日）／北川理事長が、開催に際し挨拶。
- 「司法外交」閣僚フォーラム開催期限特別イベント「国際仲裁・国際調停の未来と司法制度」（7月7日）／北川理事長が、開催に際し祝辞。
- Legal 500 GC Summit Japan（9月28日）／小川仲裁調停課長が登壇。
- 9th Annual International Arbitration & Corporate Crime Summit（10月25日）／田村充（JCAAコーディネーター）が登壇。



- Bridging the Gap between Civil Law and Common Law in International Commercial Arbitration Italy and Japan as Models (2月16日)、JCAA、ミラノ仲裁院の共催／小川仲裁調停課長が登壇。
- California International Arbitration Week 2024 (3月13日)／小川仲裁調停課長、ミリアム・ローズ・アイヴァン・ロペズ・ペレイラ J C A A 広報担当・大江橋法律事務所弁護士が登壇。

## (2) 国際仲裁セミナーの開催 (三田)

- 国際仲裁セミナー「紛争解決手法としての仲裁のイノベーション」を経済産業省、法務省、J A A との共催、外務省、経団連、日商、ジェトロ等後援により開催した。(11月17日：登録407、海外45か国からの登録含む)

大変活発な情報提供と意見交換、ネットワーキングが行われた。

講師：北川理事長冒頭挨拶、寺田逸郎法務省特別顧問、山本和彦一橋大学大学院教授 ( J C A A 理事)、高野雄市三井物産常務執行役員法務部長 ( J C A A 理事)、原田剛日本製鉄常務執行役員法務部長 ( J C A A 理事)、トニー・アンドリオティス ( J C A A 広報担当、DLA Piper 弁護士)、ミリアム・ローズ・アイヴァン・ロペズ・ペレイラ ( J C A A 広報担当、大江橋法律事務所弁護士)、小川新志 ( 仲裁調停課長) ほか

## (3) 慶応義塾大学国際仲裁コースへの講師派遣

昨年度、慶応義塾大学と締結したMOUに基づき、国内外の実務家等を対象として開講した同大学法学研究科国際仲裁コースについて、小川仲裁調停課長を講師として派遣した (計6回)。

## (4) 英文誌：Japan Commercial Arbitration Journal による情報発信

英文誌：Japan Commercial Arbitration Journal の Vol. 4 を発刊した (9月)。本号ではインタラクティブ仲裁規則に基づく Arb-Med-Arb といった J C A A 仲裁・調停についての情報発信に加え、仲裁手続における IT 技術の活用、仲裁人の育成、日本の ODR (オンライン紛争解決) の課題などといった日本における紛争解決の最新状況についての論考を計12本掲載した。

## (5) 英文メルマガの発行

英文メルマガを新規に発行し、英文誌の発行、国際仲裁イベント (11月17日)、動画配信、J A A の仲裁セミナー (3月12日) 等の情報を海外の仲裁専門家や仲裁関係団体向けに発信した。

#### 4. 会員向けサービス事業

J C A Aの会員向けに実施している法律相談・貿易実務相談の実績は以下のとおりである。

国際取引に内在するリスクの所在を指摘するとともに、これを回避する手段等について助言すること、またトラブルを予防・解決するための手段や方法について助言することを目的として実施した。

##### (1) 法律相談

国際取引、国際契約等の分野に幅広い知識と豊富な経験を有する渉外弁護士が担当している（相談件数：18件）。

内容：OEM契約、販売店契約、ライセンス契約、秘密保持契約等のリーガルチェックの相談が寄せられた。

##### (2) 中国・台湾・韓国・インド専門法律相談

各国それぞれ固有の事情が多々存在することに鑑み、中国・台湾・韓国、インド問題専門の日本人弁護士と、中国及び台湾弁護士資格を有する中国律師が企業の様々な質問に対応している（相談件数：4件）。

内容：代理店契約等のリーガルチェックのほか、模造品対策、現地での食品販売規制、駐在員事務所の実施可能な営業の範囲等に関する相談が寄せられた。

##### (3) 貿易実務専門相談

実務経験豊富な貿易実務専門家（ジェトロ認定貿易アドバイザー及びA I B A認定貿易アドバイザー）が、貿易実務にかかわる問題等について対応している（相談件数：0件）。

なお、会員向けには、令和6年度から、会員限定として、英文契約セミナーの重点的な実施、さらに少人数での情報提供・意見交換会を実施する予定であり、会員向けサービスを一層充実させることとしている。

#### 5. 英文契約書ひな型（出版物）の販売

「そのまま使えるモデル英文契約書シリーズ」は、経験豊富な渉外弁護士監修の下、英文契約書作成時に検討すべき一般的条項を網羅した上で英語及び日本語の契約条文と各条文の解説を掲載し、特に、J C A Aを指定した仲裁条項について詳説した英文契約書ひな型である。

本年度、新たに「購入基本契約書（第二版）」を発刊した。令和5年度の販売部数は580部。

また、法律書籍のサブスクリプション会社（3社）に対し同シリーズのPDFデータの有償提供を行った。

## 6. その他の活動実績

### (1) 広報活動

- 2月1日東京ビッグサイト開催のヒーバック&アール ジャパン2024 第43回冷凍・空調・暖房展の出展者へ、資料説明及び配布を行った。

### (2) 各事務所のセミナー及び研究会活動

- ① 名古屋事務所において、セミナー及び当協会員をメンバーとする「国際取引研究会」を以下のテーマで開催

#### 【セミナー】

- 輸出入セミナー（基礎編）（6月9日）
- 輸出入セミナー（中級編）（10月13日）
- 貿易実務セミナー（国際取引契約）（1月18日）
- 貿易実務セミナー（外国為替実務）（3月1日）

#### 【研究会】

- 欧米系企業のグループ会社／組織マネジメント（5月16日）
- 安全保障輸出管理について（7月24日）
- 国際裁判管轄に関する裁判例紹介（9月20日）
- 海外販売店・代理店契約～注意すべきポイント～（11月20日）
- 生成AIの急速な進展と「AI事業者ガイドライン」の必要性（1月24日）

- ② 神戸事務所において、セミナー・説明会を以下のテーマで開催

- グローバル講演会「2024年激動する世界経済の動向」（2月7日）
- 3時間で学ぶ英文契約と交渉セミナー入門（2月14日）
- 英文契約書に関する個別説明会（2月28日）

- ③ JCAA仲裁に関するJAA関西支部との共同勉強会を以下のテーマで開催

- 争点整理の方法とインタラクティブ仲裁（5月29日）
- 暫定保全措置について及び（11月27日）

### (3) 法務省及び経済産業省主催の「我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会」への出席

法務省が令和元年6月から5か年の事業として日本国際紛争解決センター（JIDRC）に委託した国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査等業務が終了するに当たり、これまでの取組を総括するとともに、実務関係者のニーズを踏まえつつ、今後の国際仲裁の活性化のためにより効果的な施策を検討するための実務研究会が開催された。

（令和5年8月11日から令和6年1月25日、計8回）

研究会には、座長として山本仲裁調停担当理事、委員として小川仲裁調停課長が出席した。

令和6年1月25日の同研究会報告書（案）では、「我が国における国際仲裁の振興策」として、①仲裁地として選ばれるための環境整備、②国内外の意識啓発・広報、③人材育成、④仲裁専用施設について、が提言されている。

JCAAについては、国際的な認知度及び評価の向上のために、

- ① 仲裁実務家の組織内への取り込みや、アドバイザーボードメンバーとしての関与の検討、
- ② 訴求先を考慮した仲裁規則の戦略的な再検討、
- ③ 仲裁人報酬の在り方の再検討、
- ④ 海外の仲裁機関や企業向けの広報戦略の検討、が挙げられている。

さらに、仲裁振興のために関係者の連携が重要であり、当協会も海外に向けたアピールや海外仲裁機関との連携を積極的に行っていくことが期待されている。

#### IV. カルネ事業

新型コロナの直撃を受けた令和2年度には件数・収入とも対前年度比の20%台まで落ち込んだカルネ実績であるが、それ以降は順調な回復基調を維持し、令和5年度では対通常年度比で、件数では約63%、収入では約72%の水準まで持ち直している。

令和5年度に入ってから、特にコロナ禍で低迷していた展示会用物品や撮影用機材などが大きく動き始めたことなどにより、対前年度比では件数で136.7%、収入では142.5%となった(表3)。

一方で、カルネの国際保証組織である国際商業会議所(ICC)が主導しているグローバルなデジタル化への対応として開発を進めてきたシステム関連の費用やICCへの負担金の増額などがコスト面における大きい負担となった。

このため、令和5年10月より、カルネ発給開始以来50年にわたり14,000円に据え置いてきた発給手数料を18,000円に改定することとなった。

約1年余をかけて開発を進めてきたシステムは、本年度末に完成し、実用試験を終了させたところである。今後は、税関、財務省、ICCその他関係機関と連携を取りながら、令和6年度中には供用の予定である。

なお、カルネのデジタル化にあたっては、従来の紙ベースで発給したカルネとは使用方法が大きく異なることから、利用者に混乱のないよう、カルネウェブサイトやチラシ、セミナー等で事前周知を図っていくこととしている。

#### 1. 全カルネ発給実績(ATAカルネ+SCCカルネ(台湾向け))

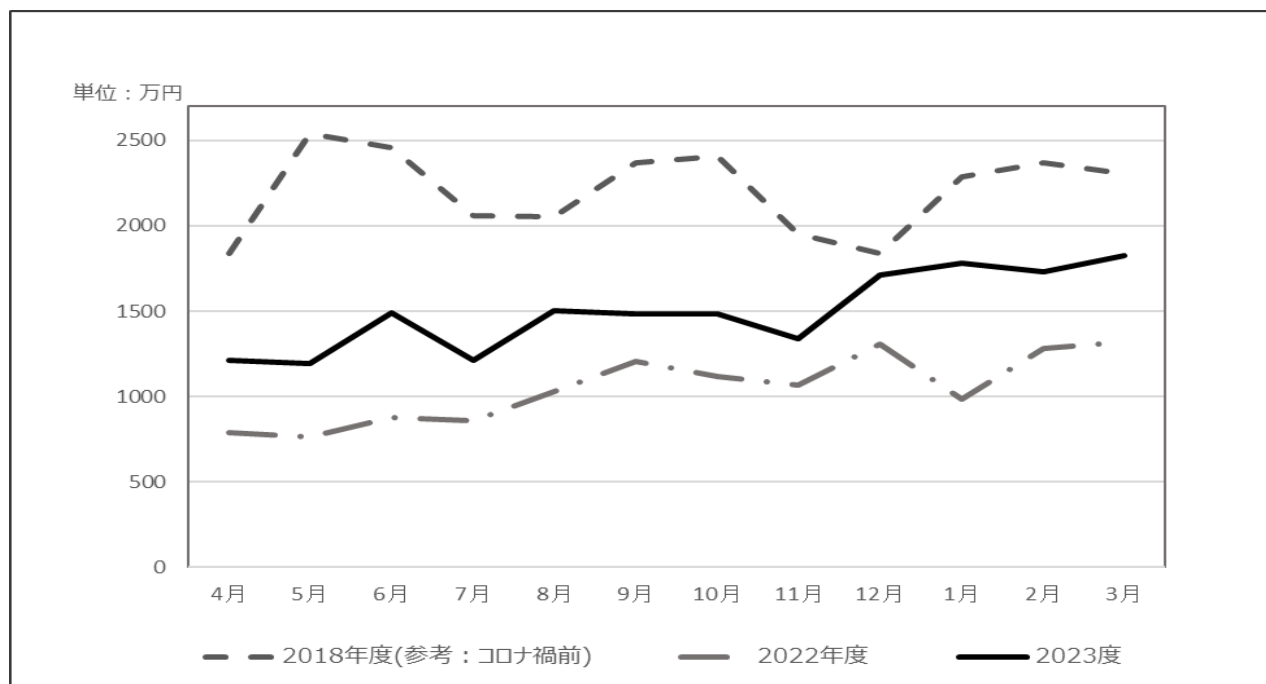
表3 令和5年度の全カルネ発給実績

|     | 発給件数 |       |       |      |       |           | 収入     |           |
|-----|------|-------|-------|------|-------|-----------|--------|-----------|
|     | 商品見本 | 職業用具  | 展示品   | その他* | 計     | 対前年同月比(%) | 金額(万円) | 対前年同月比(%) |
| 4月  | 78   | 184   | 100   | 0    | 362   | 175.0     | 1,215  | 153.7     |
| 5月  | 76   | 170   | 93    | 1    | 340   | 203.0     | 1,194  | 155.9     |
| 6月  | 70   | 240   | 163   | 0    | 473   | 176.7     | 1,489  | 169.4     |
| 7月  | 64   | 202   | 83    | 0    | 349   | 175.0     | 1,212  | 140.5     |
| 8月  | 75   | 215   | 143   | 1    | 434   | 211.1     | 1,504  | 146.3     |
| 9月  | 59   | 214   | 152   | 0    | 425   | 183.9     | 1,486  | 123.1     |
| 10月 | 68   | 220   | 113   | 3    | 404   | 166.5     | 1,484  | 132.6     |
| 11月 | 74   | 212   | 91    | 0    | 377   | 155.2     | 1,338  | 125.0     |
| 12月 | 83   | 247   | 135   | 3    | 468   | 161.1     | 1,714  | 131.2     |
| 1月  | 66   | 219   | 181   | 3    | 469   | 112.6     | 1,781  | 181.1     |
| 2月  | 83   | 252   | 154   | 1    | 490   | 242.8     | 1,728  | 134.9     |
| 3月  | 77   | 211   | 148   | 1    | 437   | 159.4     | 1,828  | 138.6     |
| 計   | 873  | 2,586 | 1,556 | 13   | 5,028 | 136.7     | 17,972 | 142.5     |

\* 一時輸入国税関指示用途

表4 (参考) 10年間の全カルネ発給実績

|                 | 発 給 件 数 |           | 収 入    |           |
|-----------------|---------|-----------|--------|-----------|
|                 | (件)     | 対前年度比 (%) | 金額(万円) | 対前年度比 (%) |
| 平成26年度 (2014年度) | 7,968   | 101.1     | 23,824 | 101.7     |
| 平成27年度 (2015年度) | 8,236   | 103.4     | 24,846 | 104.3     |
| 平成28年度 (2016年度) | 8,364   | 101.6     | 24,635 | 99.2      |
| 平成29年度 (2017年度) | 8,531   | 102.0     | 26,012 | 105.6     |
| 平成30年度 (2018年度) | 8,376   | 98.2      | 26,467 | 101.8     |
| 令和元年度 (2019年度)  | 7,487   | 89.4      | 23,448 | 88.6      |
| 令和2年度 (2020年度)  | 1,617   | 21.6      | 5,909  | 25.2      |
| 令和3年度 (2021年度)  | 2,163   | 133.8     | 8,111  | 137.3     |
| 令和4年度 (2022年度)  | 3,678   | 170.0     | 12,609 | 155.5     |
| 令和5年度 (2023年度)  | 5,028   | 136.7     | 17,972 | 142.5     |



## 2. A T Aカルネ

### (1) A T Aカルネ発給実績

全カルネのうち95%を占めるA T A条約に基づくカルネの発給は、本年度に入ってから回復傾向を維持し、前年度と比べて件数で34.8%増、収入では41.2%増となった(表5、表6)。

表5 令和5年度のA T Aカルネ発給実績

|     | 発 給 件 数 |       |       |      |       |           | 収 入    |           |
|-----|---------|-------|-------|------|-------|-----------|--------|-----------|
|     | 商品見本    | 職業用具  | 展示品   | その他* | 計     | 対前年同月比(%) | 金額(万円) | 対前年同月比(%) |
| 4月  | 76      | 175   | 96    | 0    | 347   | 168.5     | 1,170  | 195.1     |
| 5月  | 69      | 165   | 85    | 1    | 320   | 165.0     | 1,135  | 194.1     |
| 6月  | 63      | 226   | 161   | 0    | 450   | 196.5     | 1,434  | 182.0     |
| 7月  | 59      | 187   | 76    | 0    | 322   | 134.7     | 1,140  | 145.9     |
| 8月  | 69      | 203   | 131   | 1    | 404   | 141.3     | 1,400  | 201.8     |
| 9月  | 56      | 203   | 148   | 0    | 407   | 117.6     | 1,434  | 186.6     |
| 10月 | 65      | 206   | 105   | 3    | 379   | 122.3     | 1,408  | 167.8     |
| 11月 | 71      | 198   | 86    | 0    | 355   | 121.6     | 1,271  | 148.2     |
| 12月 | 78      | 234   | 133   | 3    | 448   | 129.5     | 1,650  | 133.6     |
| 1月  | 60      | 209   | 176   | 3    | 448   | 135.8     | 1,708  | 84.7      |
| 2月  | 81      | 239   | 152   | 1    | 473   | 121.0     | 1,683  | 217.9     |
| 3月  | 75      | 202   | 140   | 1    | 418   | 112.7     | 1,759  | 139.3     |
| 計   | 822     | 2,447 | 1,489 | 13   | 4,771 | 134.8     | 17,194 | 141.2     |

\* 一時輸入国税関指示用途

表6 (参考) 10年間のA T Aカルネ発給実績

|                | 発 給 件 数 |          | 収 入    |          |
|----------------|---------|----------|--------|----------|
|                | (件)     | 対前年度比(%) | 金額(万円) | 対前年度比(%) |
| 平成26年度(2014年度) | 7,596   | 101.0    | 22,597 | 101.0    |
| 平成27年度(2015年度) | 7,852   | 103.4    | 23,665 | 104.7    |
| 平成28年度(2016年度) | 7,971   | 101.5    | 23,492 | 99.3     |
| 平成29年度(2017年度) | 8,128   | 102.0    | 24,821 | 105.7    |
| 平成30年度(2018年度) | 8,028   | 98.8     | 25,335 | 102.1    |
| 令和元年度(2019年度)  | 7,141   | 89.0     | 22,474 | 88.7     |
| 令和2年度(2020年度)  | 1,548   | 21.7     | 5,643  | 25.1     |
| 令和3年度(2021年度)  | 2,079   | 134.3    | 7,808  | 134.3    |
| 令和4年度(2022年度)  | 3,540   | 170.3    | 12,176 | 155.9    |
| 令和5年度(2023年度)  | 4,771   | 134.8    | 17,194 | 141.2    |

### (2) 再輸出不履行に係るA T Aカルネに関する輸入税等の支払い実績

- ①当協会発給カルネについて外国税関(外国保証団体経由)への支払事案  
13件 / 536万円
- ②外国発給カルネについて本邦税関に支払った事案  
42件 / 3,778万円

### 3. S C Cカルネ（台湾向けカルネ）

#### (1) S C Cカルネ発給実績

S C C協定に基づくカルネの発給は発給件数が少ないために、月別の前年度比は件数、収入とも変動幅が大きいですが、前年度より件数は86.2%、収入は79.2%増加した（表7）。

表7 令和5年度のS C Cカルネ発給実績

|     | 発 給 件 数 |      |     |      |     |           | 収 入    |           |
|-----|---------|------|-----|------|-----|-----------|--------|-----------|
|     | 商品見本    | 職業用具 | 展示品 | その他* | 計   | 対前年同月比(%) | 金額(万円) | 対前年同月比(%) |
| 4月  | 2       | 9    | 4   | 0    | 15  | 375.0     | 45     | 242.8     |
| 5月  | 7       | 5    | 8   | 0    | 20  | 222.2     | 58     | 179.5     |
| 6月  | 7       | 14   | 2   | 0    | 23  | 383.3     | 54     | 272.6     |
| 7月  | 5       | 15   | 7   | 0    | 27  | 450.0     | 72     | 239.6     |
| 8月  | 6       | 12   | 12  | 0    | 30  | 166.7     | 104    | 196.5     |
| 9月  | 3       | 11   | 4   | 0    | 18  | 257.1     | 52     | 288.7     |
| 10月 | 3       | 14   | 8   | 0    | 25  | 192.3     | 76     | 163.1     |
| 11月 | 3       | 14   | 5   | 0    | 22  | 366.7     | 66     | 306.9     |
| 12月 | 5       | 13   | 2   | 0    | 20  | 111.1     | 64     | 113.4     |
| 1月  | 6       | 10   | 5   | 0    | 21  | 116.7     | 73     | 170.5     |
| 2月  | 2       | 13   | 2   | 0    | 17  | 141.7     | 45     | 114.7     |
| 3月  | 2       | 9    | 8   | 0    | 19  | 90.5      | 69     | 122.9     |
| 計   | 51      | 139  | 67  | 0    | 257 | 186.2     | 778    | 179.2     |

\* 台湾税関指示用途

#### (2) 再輸出不履行に係るS C Cカルネに関する輸入税の支払い実績

- ①当協会発給カルネについて台湾税関（台湾保証団体経由）への支払事案なし
- ②台湾発給カルネについて本邦税関に支払った事案なし

### 4. カルネの電子申請利用登録

令和2年11月16日から運用を開始したカルネの電子申請の利用登録状況は、3月末で2,524社と昨年度末から910社増加した。

### 5. カルネ制度の普及・広報活動

- (1) 当協会の機関誌「JCAジャーナル」や関税協会発行の「貿易と関税」にカルネPR広告を掲載。
- (2) 当協会のYouTube公式チャンネルにおいてカルネの利用方法やオンラ



イン利用登録方法などを動画でわかりやすく解説。

- (3) 全国の主要17税関へカルネ利用促進のためのチラシを送付し、カルネを利用せず通関する方への手交を依頼（令和6年3月）。
- (4) 貿易アドバイザー協会（AIBA）研究会へカルネ制度PRのため講師を派遣（令和6年3月）。
- (5) カルネウェブサイトをよりユーザーフレンドリーなものとするべく全面的に再構築し、特に新規利用者に分かりやすい導入案内となるようコンテンツの見直しを行った。

## V. 協会全体の事業等

### 1. ウェブサイト及びメルマガを通じた情報発信

当協会ウェブサイト（日本語、英語対応、スマートフォンやタブレットにも対応）の継続的見直しを通じて、開催予定のセミナー情報等の最新の情報を発信するとともに、仲裁専門家や当協会会員向けのメールマガジンにより情報を届け、その中のアドレスからHPの新しい情報へと誘導するようにしている。

会員向けメルマガは、セミナー開催案内など毎月2～3回の頻度で発行している。

### 2. 広報チャネルの拡大

国際仲裁の活性化に向けての政府の取組方針として、関係行政機関等の連携・協力により総合的かつ効果的な取組を推進するとされていることから、当協会のセミナー開催などについて効果的に広報を行うための協力を依頼している。

国内向けには経済産業省及び地方経済産業局、中小企業基盤整備機構、ジェトロをはじめとする支援機関などのメールマガジンやHPへの掲載等の協力により企業へのより広範な情報展開を図った。また、ソーシャルメディアであるLinkedInを活用して、主として外国のユーザー向けにイベントの広報を行った。

## VI. 会議の開催

### 1. 理事会

(1) 第53回理事会：令和5年4月28日開催（書面表決）

【決議事項】

第1号議案 第15回定時社員総会の招集（開催）の件

(2) 第54回理事会：令和5年6月14日開催（ハイブリッド方式）

【決議事項】

第1号議案 令和4年度事業報告及び決算（案）について

第2号議案 国際的なカルネデジタル化に伴う協会システムの開発及びカルネ発給手数料の値上げについて

第3号議案 新入会員の承認について

第4号議案 役員賠償責任保険契約について

(3) 第55回理事会：令和5年6月14日開催（ハイブリッド方式）

【決議事項】

第1号議案 代表理事（理事長）の選任について

第2号議案 顧問の推薦について

(4) 第56回理事会：令和5年12月12日開催（オンライン）

【報告事項】

報告事項 令和5年度上期（4月～11月）の事業報告について

### 2. 総会

第15回定時社員総会：令和5年6月14日開催（ハイブリッド方式）

【報告事項】

報告事項1 令和4年度事業報告について

【決議事項】

第1号議案 令和4年度決算（案）について

第2号議案 理事の補欠選任について

## Ⅶ. 会員等状況

### 1. 会 員

令和6年3月末現在の正会員数は、441社（令和5年度入会：8社、同年度退会：20社、前年度比：12社減）であり、賛助会員数は42名（令和5年度入会：7名、同年度退会：3名、前年度比：4名増）であった。

### 2. 役員等

役員等の就任状況は、代表理事・理事長1名、業務執行理事・常務理事1名、特定業務執行理事（仲裁・調停担当）1名、理事22名、監事2名、最高顧問1名、特別顧問6名、顧問6名、参与5名であった。

## Ⅷ. 附属明細書

- ・該当事項なし